

## 筆界の特定の申請に必要な手数料はどのくらいですか？

(情報番号1404 全1頁)

筆界特定の申請手数料は、次のように算出されます。

まず、筆界特定の対象土地（申請人が所有する土地及びその土地と特定を求め  
る筆界で隣接している他の土地を指します。）の価額（市区町村役場で管理して  
いる固定資産課税台帳の価格）の合計額の2分の1を算出します。したがって、  
例えば、対象土地である2筆の土地の課税台帳に登録された固定資産評価額がそ  
れぞれ2500万円と1500万円である土地については、その合計額の2分の  
1は、2000万円ということになります。

次に、この額に、筆界特定によって得るべき利益の割合として法務省令で定め  
るもの（100分の5（5パーセント））を乗じた額を算出します。この200  
0万円に100分の5を乗じた100万円ということになります。

によって得られた額を次の表に当てはめて手数料を算出します。100万円  
の場合ですと、手数料は8000円ということになります。

対象土地の合計額の2分の1に5%を乗じた額		単価
100万円までの部分	10万までごと	800円
100万円を超え500万円までの部分	20万までごと	800円
500万円を超え1000万円までの部分	50万までごと	1600円
1000万円を超え10億円までの部分	100万までごと	2400円
10億円を超え50億円までの部分	500万までごと	8000円
50億円を超える部分	1000万までごと	8000円

この筆界特定の申請手数料は、収入印紙で納付する必要があります。